

第7章

# 「生きるを支える」 施策



## 第7章

## 「生きるを支える」施策



## 1 こころの健康づくりに関する教育・支援の充実

市民自らが、悩みやストレス等に対し適切な対応をとることができるようになり、ひとりで抱え込まずに早めに相談する意識を高めるために、こころの健康づくりに関する教育や支援を行います。

また、運動をすることで脳のストレス反応が弱まり、うつ病やうつ状態の予防、あるいはそれらからの回復に効果があるということが明らかになっていることから、こころの健康づくりのため、市民に対して運動行動の習慣づけを支援します。

## ■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	こころの健康講演会の開催	精神保健福祉や自殺対策への理解を促進するため、こころの健康づくりや精神疾患に関する講演会を開催します。	健康政策課
2	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の提供	市民のストレスに対するセルフケア意識を高めるとともに、相談窓口の周知を図るため、ICT（情報通信技術）を活用したメンタルヘルスチェックシステムを提供します。	健康政策課
3	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新規</div> 運動行動を習慣づけるための支援（ふじ健康ポイント事業）	こころの健康づくりのため、歩数カウントによりインセンティブ付与を行う健康管理アプリを市民に提供することにより、運動行動の習慣づけを支援します。 チラシ、ポスターの配布等の周知等を行い、アプリの参加者数を増やします。 また、アプリのお知らせ機能を使い、市民に対して各種の健康づくりに関する情報を提供します。	健康政策課



【こころの健康講演会】

## 2 誰もがより良く生きる・認め合う啓発支援の推進

生きやすさを阻害するような要因に対し、市民の誰もが適切な行動を取ることができるように、また、互いの違いを認め合い、人権に配慮した行動を取ることができるよう、啓発および支援活動を推進します。

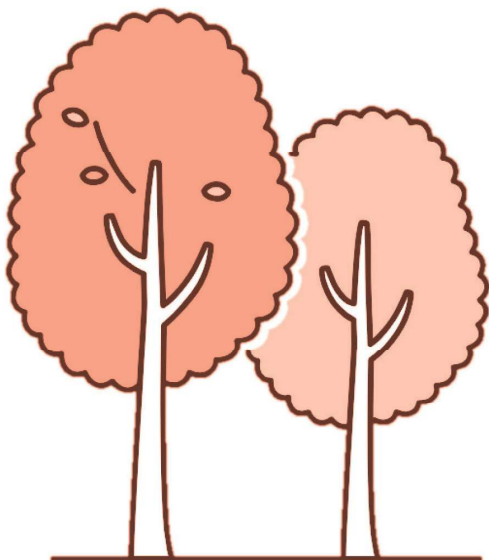
### ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	薬物乱用防止啓発活動の推進	富士市麻薬・覚せい剤撲滅推進協議会の開催や、暴力追放薬物乱用防止市民大会を開催します。また、イベント会場や市内高校等において啓発キャンペーンを実施します。	市民安全課
2	消費者教育の推進	市内すべての中学校において家庭科教師と連携し、適切な消費行動を取ることができるよう、中学生に対して必要な知識を盛り込んだ授業を実施します。また、高齢者・障害者やその見守りをする人々に対し、消費者被害を防止するための啓発や見守り強化などの取組を行います。	市民安全課
3	人権に関する啓発活動の推進（性的マイノリティに対する支援）	市が行う講演会や「女と男のフォーラム」の事業などに、人権や性的マイノリティについて理解を深めるための内容を取り入れ、市民の人権意識の高揚を図ります。また、性的マイノリティへの理解など、様々な人権問題に取り組む団体を支援します。	市民活躍・ 男女共同 参画課
4	パートナー間での暴力根絶に向けた意識啓発	パートナー間でのあらゆる暴力の根絶に向けて、広報紙やウェブサイトを活用した情報提供を実施します。また「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パール・ライトアップや啓発活動の実施により、DV防止啓発を行います。	市民活躍・ 男女共同 参画課
5	セクシュアル・ハラスメント等の防止の徹底	ハラスメントに関する市民の相談に適切に対応するとともに、各種実態調査等により把握、分析を行い、パンフレット等の配布を通じて、セクシュアル・ハラスメントや※ <sup>1</sup> マタニティ・ハラスメント、※ <sup>2</sup> パタニティ・ハラスメント等の防止を周知します。	市民活躍・ 男女共同 参画課

※<sup>1</sup> 妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせのこと。

※<sup>2</sup> 育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がらせ行為のこと。

	取組事業	内 容	担当課
6	児童虐待防止対策の推進	児童の心身の健全な生活を脅かす児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待防止の啓発活動や対応についての研修会の開催、虐待の早期発見に努めます。	こども家庭課
7	インターネットの正しい利用方法に関する教育の実施	児童生徒の情報モラルを育成するとともに、トラブル回避等に関する指導を充実させます。また、児童生徒が自分たちでルールを決めて遵守していこうとする活動を推進していきます。	学校教育課



### 3 「生きるを支える」相談支援体制の充実

社会的な要因を含む様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている市民に対し、ライフステージに合わせた適切な相談支援を提供できるよう、支援体制の充実を図ります。

#### (1) 困難を抱える子ども・若者への支援

##### ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	新規 子どもの権利救済委員による救済活動	子どもの権利侵害に関するあらゆる相談を受け付け、子どもの思い、意見に耳を傾け、その子どもにとって一番良い方法を当事者の子ども等とともに考えながら回復に導くものであるが、悩みを抱えた子どもが相談することにつながるよう、救済委員の周知・啓発活動を行います。	こども未来課
2	学習支援 (生活困窮者自立支援事業)	被保護世帯及び生活困窮者自立支援法に基づく支援対象世帯の子どもを対象に、学習の場を提供し、教育相談及び学習支援を行うことで、高等学校への進学促進や中退防止を図ることにより、子どもの将来的な職業等の選択の幅を広げ、子どもの自立促進を図ります。	生活支援課
3	児童家庭相談事業の充実	家庭児童相談室のケースワーカー、家庭相談員及び心理判定員が、子育ての悩みや児童虐待、不登校や生活上の相談など、子どもに関わるあらゆる相談や指導を行い、児童家庭相談事業の充実を図ります。	こども家庭課
4	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実	児童生徒や保護者が抱えている様々な問題について相談に応じ、カウンセリングやソーシャルワークを実施し、問題解決に向けて継続した支援を行います。また、研修会や連絡会等を開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。	学校教育課
5	いじめに関する相談支援の充実	教職員が児童生徒や保護者との信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えます。また、年3回以上のいじめアンケートを実施するなどして、いじめを早期に発見し、早期に対応するよう努めます。さらに、悩み相談窓口一覧を、全児童生徒に配布し、学校内にも配置し、学校以外の相談窓口を周知します。	学校教育課

	取組事業	内 容	担当課
6	<p>新規</p> <p>子どもの悩みに関する相談体制の充実</p>	<p>児童生徒一人に一台配備している学習用のタブレット端末を活用し、いじめや家庭、学校生活の悩みなどを気軽に相談できる窓口として、「ほっとデジタル相談・ふじ」を運用します。これまで悩みを抱えていても相談することをためらっていた児童生徒が相談しやすくなるとともに、行政機関の職員からよりの確で、きめ細かな支援を受けることができるようになります。</p>	<p>学校教育課</p>
7	<p>不安を抱える青少年や保護者を対象とした相談支援の充実</p>	<p>学校生活や進路、不登校、いじめや友達関係、養育や生活態度・性格、非行や性の悩みなど、青少年に関することについて、青少年相談員による面談や、「ほっとテレフォン・ふじ」による電話・メール相談、臨床心理士による来所相談を実施します。</p>	<p>社会教育課 (青少年相談センター)</p>
8	<p>「ステップスクール・ふじ」の運営</p>	<p>様々な理由によって学校に行けない子どもたちや登校しにくい子どもたちに、時間と場所を提供し、集団生活やカウンセリングを通して、社会的に自立していくための支援を行う「ステップスクール・ふじ」を運営していきます。</p>	<p>社会教育課 (青少年相談センター)</p>

## (2) 子育て世代への支援

## ■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	子育て中の母親の孤立を防ぐため、乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、必要な家庭に適切な支援を行います。	地域保健課
2	心理士による相談支援	保護者が安心して子育てできるように、また、乳幼児の健全な成長発達の支援のため、心理士による相談支援を実施します。	地域保健課
3	児童家庭相談事業の充実 【再掲】	家庭児童相談室のケースワーカーや家庭相談員及び心理判定員が、子育ての悩みや児童虐待、不登校や生活上の相談など、子どもに関わるあらゆる相談や指導を行い、児童家庭相談事業の充実を図ります。	こども家庭課
4	精神科医療機関等と連携した子育て支援	相談を受ける中で、精神科等医療機関の受診が必要と判断される相談者に対し、早期の受診に繋がるよう医療機関等に情報提供を行います。また、必要に応じて受診同行等の支援を実施します。さらに、自殺願望や、自殺に陥る可能性のある相談者と関わる場合には、相談者が受診している医療機関等と密に連携を取りながら支援を行います。	こども家庭課



## (3) 働き盛り世代への支援

## ■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	ユニバーサル就労支援	働きたくても働くことのできない全ての市民が、その個性や意欲に応じて能力を発揮し就労することにより社会参加できるユニバーサル就労の実現のため、ユニバーサル就労支援センターを運営し、各就労支援事業と連携のうえで、受け入れ先となる協力企業を募るとともに就労困難者への支援を行います。	生活支援課
2	紛争解決機関の紹介や周知	労働者の立場を守るため、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、中途解雇、賃金の未払いなど、労働者が抱える深刻な問題の相談に対し、紛争解決機関を紹介するなど、問題解決に導きます。	商業労政課
3	一般求職者 & 来春卒業学生向け合同企業面接会の開催	一般求職者と新卒の大学生も対象とし、求職者と企業とのマッチングの機会として、合同企業面接会を開催します。	商業労政課
4	新規 就労支援や労働環境の改善等の周知・啓発	就労支援や労働環境の改善等について、パンフレットを配布し、周知・啓発します。	商業労政課

## (4) 高齢者や障害のある人への支援

## ■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	高齢者虐待の防止	高齢者虐待は、高齢者のいのちの尊厳を脅かすものであり、早期に発見し対応することが非常に重要です。虐待を受けている高齢者の保護や、養護者の負担の軽減等、高齢者虐待防止に資するための措置等を実施し、高齢者の権利や利益の擁護を図ります。	高齢者支援課
2	障害者福祉相談	障害者等からの相談に対し、必要な情報提供や、サービス利用支援、さらに虐待防止などの権利擁護のための援助を行う地域相談支援事業を実施します。また、障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、障害者等からの相談援助業務を行うほか、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携支援、さらに権利擁護支援や人材育成支援等を行い、相談支援センターの機能の充実を図ります。	障害福祉課
3	障害者虐待の防止	障害者虐待防止センターとして障害者虐待に関する相談、通報に対応するとともに、関係機関の連携体制の確保・評価、情報交換、事例検討等を行い虐待防止の普及啓発を図ります。 また、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見と対応の啓発のため、一般市民及び民生児童委員、地区福祉推進会会員、障害者関係事業所、行政職員等を対象とした講演会を、外部講師を招いて開催します。	障害福祉課
4	障害がある方の家族等への支援	地域において身体、知的、精神障害を持つ当事者やその家族の相談相手となり、生活を支えるための活動を障害者相談員に委嘱し協働します。また、精神障害者相談員による、こころを病む人の家族のための電話相談を実施するとともに、障害者の家族会活動への協力を行います。	障害福祉課
5	高齢者・障害者への見守り支援	見守り対象の市営団地（6 団地）の 65 歳以上の高齢世帯・障害者世帯に対し年 2 回見守り希望アンケートを実施し、嘱託員 2 名で巡回します。また、希望者に対しては、その対象者の状況に応じて、見守りの頻度等を設定します。	住宅政策課

## (5) 生活に不安がある人への支援

## ■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	納税相談	自主納付を促すための納税相談や、家計や生活状況を聞き取る過程において、生活困窮などの理由で納税に困っていると推測できる方について、状況に応じた関係窓口を紹介します。	収納課
2	弁護士、司法書士による法律相談の実施	多重債務問題を抱えた市民に対し、弁護士、司法書士が専門的立場から助言を行います。	市民安全課
3	ホームレスの実態把握と生活支援情報の提供	毎年、ホームレスの実態に関する全国調査及び富士川におけるホームレス合同巡視を実施し、ホームレスの実態を把握するとともに、生活支援に係る情報を提供します。	生活支援課
4	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と向上のために、直接就労に繋がる資格取得を促すことを目的とした自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業・高卒認定試験合格支援事業等を実施し、自立のための支援を行います。	子育て給付課
5	住まいのセーフティネットの充実（市営住宅の適切な運営）	住宅困窮者の居住安定を目的として、毎月、市営住宅の空部屋に対する入居希望を募るとともに、入居希望が少ない部屋について、随時申込受付を行います。また、単身者等が入居できる部屋の面積条件を緩和し、単身者・障害者が入居しやすくなるよう柔軟に対応します。	住宅政策課
6	中央病院における相談支援の充実	患者及びその家族が安心して生活が続けることができるよう、医療・保健・介護・福祉サービスに関する相談支援を総合的に行います。	中央病院 地域医療連携 センター

## (6) 悩みや生きづらさがある人への支援

## ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	ストレス相談の実施	仕事や人間関係、家族関係などによるストレスや心の問題等を抱えている人・その家族・事業者等に対し、心理職による面接相談を実施します。	健康政策課
2	女性のための相談室の実施	誰もが相談しやすい環境づくりと相談室の周知を進めるとともに、研修や学習会の受講促進など相談員の資質向上に努め、女性のさまざまな問題に対し、電話相談、面接相談を実施します。	市民活躍・男女共同参画課
3	DV（ドメスティックバイオレンス）に対する相談支援	DVに関する相談、助言を行うとともに、被害者の情報の保護、緊急時における被害者の安全の確保や生活の支援など、被害者への切れ目のない支援を実施します。	富士市配偶者暴力相談支援センター
4	<span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">新規</span> ひきこもりに関する支援	ひきこもり状態にある方やその家族からの相談に応じるとともに、希望に応じて家庭訪問（アウトリーチ）及び、居場所支援、就労支援等を行うことにより、社会参加に向けた支援を行います。	生活支援課

## 4 「生きるを支える」人材の養成

悩みや困難を抱える人に対し、適切な対応支援を行うことができる人材を養成し、資質の向上を図ります。

### ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	こころのゲートキーパーの養成研修の開催	自殺の危険性が高い人を早期に発見し、早期に対応が図られるよう、悩んでいる人のサインに気づき、適切な対応を取ることができる、こころのゲートキーパーの養成研修を実施します。	健康政策課
2	うつ病家族講座の開催	うつ病やうつ状態にある方の家族等が患者に対し適切な関わりが持てるよう、疾病の知識や対応方法、家族同士が交流できる講座を開催します。	健康政策課
3	災害時のこころのケアに関する専門研修の開催	被災者のメンタルヘルス支援が適切に行えるよう、災害支援に従事する市職員や関係者に対し、災害時のこころのケアに関する研修を開催します。	健康政策課

## 5 「生きるを支える」サポート体制の構築

関係機関の連携を促進し、サポート体制の構築を図りながら、「生きるを支える」地域力の向上を目指します。

## ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	子どもの貧困対策の推進	貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの未来サポートプラン推進委員会において、「子どもの未来サポートプラン」の進行管理、関連施策・事業の内容や取組状況及び課題等を共有し、分野横断的に施策を進めます。	こども家庭課
2	虐待に関する院内対策委員会の開催	児童虐待を早期発見し、患者及びその家族の安全を守るための活動を関係機関と連携し行います。	中央病院 地域医療連携センター

## 6 自殺未遂者の再企図防止と自死遺族支援

自殺のハイリスク者である自殺未遂者の再企図を防ぐため、実態把握や関係機関との連携を促進し、相談支援を行います。また、遺された人に対する相談支援窓口等の情報提供を行います。

## ■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	自損行為の調査分析	市内における自損行為による救急出動状況統計調査結果の情報提供・分析を行い、未遂者の再企図防止対策の推進に活かします。	消防本部警防課 健康政策課
2	自殺未遂者への相談支援	自殺未遂者及びその家族に対して早期に介入し、適切な治療や関係機関につながるよう相談支援を行います。	中央病院 地域医療連携センター
3	<b>新規</b> 自殺未遂者等への悩み事の相談窓口の周知	悩み事相談窓口を掲載したカードを作成し、自殺未遂者等に対する情報提供を行います。	健康政策課
4	自死遺族支援の周知	身近な人の自殺により苦しみや不安を感じている遺族や周囲の人に対し、相談窓口やわかちあいの会に関する情報提供を行います。	健康政策課